⑹　⑵、⑶若しくは⑸に該当するものの核酸の塩基配列のうち病原性を発現させるもの又は⑷若しくは別表第２の１⑴ケ若しくはコに該当するものを産生させる核酸の塩基配列を有する遺伝子（染色体、ゲノム、プラスミド、トランスポゾン及びベクターを含む。）

⑺　⑵、⑶若しくは⑸に該当するものの核酸の塩基配列のうち病原性を発現させるもの又は⑷若しくは別表第２の１⑴ケ若しくはコに該当するものを産出させる核酸の塩基配列を有するように遺伝子を改変した生物（微生物を含む。）

２　軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの

⑴　物理的封じ込めに用いられる装置であって、次のいずれかに該当するもの

ア　物理的封じ込めのレベルがＰ３又はＰ４である施設用及び内蔵型の高性能粒子補足器フィルター用の装置

イ　クラスⅢ安全キャビネットの有する物理的封じ込めの機能と同等の機能を有するアイソレータ（軟膜式アイソレータ、ドライボックス、嫌気性チャンバー、グローブボックス及びラミナ気流式フードを含む。）

ウ　幅が2.5メートル以上であり、かつ、当該装置への出入りができるものであって、床に取り付けることが可能なもの

⑵　発酵槽であって、次のいずれかに該当するもの

ア　密閉式のものであって、容量が100リットル以上のもの

イ　化合処理を特別に促進し、又は混合用に使用するために設計したものであって、容量が20リットル未満のもの

ウ　生物学的物質に使用できるものであって、容量が10リットル以上20リットル以下のもの

⑶　連続式の遠心分離機であって、次のアからエまでの全てに該当するもの

ア　流量が１時間につき100リットルを超えるもの

イ　研磨したステンレス鋼又はチタンで構成されたもの

ウ　メカニカルシールで軸封をしているもの

エ　定置し、かつ、閉じた状態で蒸気により内部の滅菌をすることができるもの

⑷　バッチ式の遠心分離機であって、容量が４リットル以上のローターを有するもの

⑸　クロスフローろ過用の装置であって、次のア及びイに該当するもの又はその部分品

ア　有効ろ過面積の合計が５平方メートル以上のもの

イ　定置した状態で蒸気により内部の滅菌をすることができるもの

⑹　凍結乾燥器であって、次のア及びイに該当するもの

ア　24時間につき50キログラム以上1,000キログラム未満の氷を作る能力を有するもの

イ　蒸気により内部の滅菌をすることができるもの

⑺　完全な又は部分的な換気装置を有する防護服及び全面マスクの呼吸用機器（消防士の呼吸用機器として用いられているものを除く。）

⑻　粒子状物質の吸入の試験用の装置であって、吸入室の容積が１立方メートル以上のもの

⑼　細菌製剤散布用に設計した噴霧器

⑽　微生物又は毒素をマイクロカプセル状に加工するための装置であって、粒径が10ミクロン以下の微生物又は毒素に使用することができるもの（次に掲げるものを含む。）

ア　界面重合法を用いるもの

イ　相分離法を用いるもの

別表第４　ミサイル関連の物質

１　ロケット又はペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケットの製造用の装置若しくは工具（型を含む。以下この表及び別表第５において同じ。）若しくは試験装置若しくはこれらの部分品

２　ペイロードを300キロメートル以上運搬することができる無人航空機又はその製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品

３　エアゾールを噴霧するように設計した無人航空機であって、燃料の他に粒子又は液体状で20リットルを超えるペイロードを運搬するように設計したもののうち、次のいずれかに該当するもの（２に該当するもの又は娯楽若しくはスポーツの用に供する模型航空機を除く。）又はその製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品

⑴　自律的な飛行制御及び航行能力を有するもの

⑵　視認できる範囲を超えて人が飛行制御できる機能を有するもの

４　次のいずれかに該当する物資又はその製造用の装置若しくは工具、試験装置若しくはこれらの部分品

⑴　ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケットに使用することができる物資であって、次のいずれかに該当するもの

ア　多段ロケットの各段

イ　固体ロケット推進装置又はハイブリッドロケット推進装置であって、全力積が841,000ニュートン秒以上のもの

ウ　液体ロケット推進装置であって、全力積が841,000ニュートン秒以上のもの又はこれに組み込まれるように設計した液体ロケットエンジン

⑵　500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができる物資であって、次のいずれかに該当するもの

ア　再突入機

イ　再突入機の熱遮蔽体（セラミック又はアブレーション材料を用いたものに限る。）又はその部分品

ウ　再突入機のヒートシンク又はその部分品

エ　再突入機に使用するように設計した電子機器

オ　誘導装置であって、飛行距離に対する平均誤差半径の比率が3.33パーセント以下のもの

カ　推力の方向を制御する装置

キ　弾頭又はその安全装置若しくは起動装置若しくは信管若しくは点火装置

５　推進装置若しくはその部分品若しくはモータケースのライニング若しくは断熱材であって、次のいずれかに該当するもの若しくはこれらの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくは検査装置若しくはこれらの部分品

⑴　ターボジェットエンジン又はターボファンエンジンであって、次のア及びイに該当するもの

ア　機体に搭載されていない状態における最大推力が400ニュートンを超えるもの（機体に搭載されていない状態における最大推力が8,890ニュートンを超えるものであって、本邦の政府機関が民間航空機に使用することを認定したものを除く。）

イ　海面上における国際民間航空機関が定める標準大気状態での最大連続推力の燃料消費量が１時間につき推力１ニュートン当たり0.15キログラム以下のもの

⑵　ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、パルスジェットエンジン若しくは複合サイクルエンジン（500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又はペイロードを300キロメートル以上運搬することができる無人航空機に使用することができるものに限る。）又はこれらの部分品

⑶　固体ロケット用のモータケースであって、ペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるもの

⑷　固体ロケット用のモータケースのライニング（推進薬とモータケース又は断熱材を結合することができるものに限る。）であって、500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機に使用することができるもの又は500キログラム未満のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機に使用するように設計したもの